

2026 年 10 月 8 日

クライアント各位

**Jitendra Kumar & Associates**

勅許会計士事務所（ニューデリー）

パートナー CA ニシャント・シンガル

## 第 57 回 GST 評議会（2026 年 10 月 8 日開催）の決定事項について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、連邦財務大臣を議長として、第 57 回 GST 評議会がニューデリーにて開催されました。GST 税率の変更は行われず、評議会は、登録、申告、還付、仕入税額控除（ITC）、執行、物品の移動、役務の輸出及び電子商取引に関する手続改革を勧告しました。

これらの勧告には、運転資金に影響を及ぼすものが含まれております。逆転税率構造にある納税者については仕入役務に係る累積 ITC の還付が、また輸出者及び逆転税率構造にある納税者については設備・機械に係る ITC の還付が、それぞれ提案されております。還付請求は、より短い期限の下でシステムにより処理されることが提案されております。また、逮捕権限の削除及び刑事訴追の金額基準の 5,000 万ルピーへの引上げも提案されております。

同封のメモランダムでは、各勧告、改正が見込まれる法令上の規定、還付に関する設例、改正内容を要約したフローチャート、並びに現段階で推奨される対応を記載しております。本メモランダムは、公開されている 2026 年 10 月 8 日付の第 57 回会合の成果に関するノート及び財務大臣の記者会見に基づいております。これらは評議会の勧告であり、その大部分は、CGST 法、IGST 法及び関係規則が改正され、当該改正が告示された後に効力を生じます。

告示が発出され次第、改めてご報告いたします。貴社の事業、特に係属中及び今後の還付請求への影響について検討をご希望の場合は、お申し付けください。

なお、本書は英文メモランダムの日本語訳です。英文と日本語訳の間に相違がある場合には、英文が優先いたします。

敬具

記

同封書類：エグゼクティブ・サマリー及び別紙 A（第 57 回 GST 評議会会合の決定事項に関するメモランダム）

以上

エグゼクティブ・サマリー

第 57 回 GST 評議会 — 2026 年 10 月 8 日

論点

2026 年 10 月 8 日開催の第 57 回会合において GST 評議会が行った勧告、及び現段階で納税者に求められる対応。

結論の要旨

**GST 税率の変更なし。** 勧告は手続に関するものである。財務上の影響が大きいものは次のとおりである。  
(a) 逆転税率構造 (inverted duty structure) における仕入役務に係る ITC の還付 (2026 年 11 月 1 日以降に計上した ITC) 、(b) 設備・機械に係る ITC の毎月 60 分の 1 ずつの還付 (2027 年 4 月 1 日以降に計上した ITC) 、(c) 受理後 3 営業日以内のシステムによる請求額の 90% の承認、(d) 供給者自身の国外支店を通じて供給される役務及び外国顧客の物品に対する役務の輸出としての取扱い。執行面では、逮捕権限の削除、刑事訴追の対象を 5,000 万ルピー超の事案に限定すること、及び一般過料の 1 万ルピーへの引下げが提案されている。**これらの勧告は、現時点では法的効力を有しない。** 納税者は、将来の請求を裏付けるため該当日から記録を整備すべきであるが、改正が告示されるまで税務上の取扱いを変更すべきではない。

主要な勧告

| 項目     | 勧告                                                                                | 効果            | 別紙 A        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
| 還付手続   | 10 日以内に受理 (期限内に未発行の場合は受理とみなす) 、受理後 3 営業日以内にシステムが 90% を承認、電子現金台帳残高の自動還付            | 還付の早期化        | 4.1-4.3 項   |
| 逆転税率構造 | 2026 年 11 月 1 日から仕入役務に係る ITC を、2027 年 4 月 1 日から設備・機械に係る ITC を毎月 60 分の 1 ずつ還付対象に追加 | 未使用 ITC の解消   | 4.4-4.5 項   |
| 役務の輸出  | 自社国外支店を通じて供給される役務及び外国顧客の物品に対する役務を輸出として扱う                                          | ゼロ税率及び還付      | 4.6 項、9.1 項 |
| 仕入税額控除 | 従業員向け団体医療・生命保険、通信塔、工場外パイプライン、無償サンプル及び法令により期限切れで廃棄される物品に係る ITC、特定役務の二重課税の解消        | 税負担の軽減        | 第 5 節       |
| 執行     | 逮捕権限の削除、5,000 万ルピー超に限り刑事訴追、最低刑の廃止、一般過料 1 万ルピー、1 万ルピー未満は通知書の発行なし                   | 刑事責任の縮小       | 第 7 節       |
| 輸送中の物品 | 出発州又は到着州に限り、具体的情報に基づき、ジョイント・コミッショナーの事前承認がある場合のみ停止・検査                              | 停止・検査の減少      | 第 8 節       |
| 登録及び申告 | 定型的な変更の自動承認、過去期間の訂正、IMS による ITC の確定、売上高 5,000 万ルピー以下の B2C 納税者向け年次申告の選択制           | コンプライアンス負担の軽減 | 第 6 節       |
| 継続審議   | 第 16 条(2)(c)に基づく善意の受領者の保護、及び第 17 条(5)に基づく自動車に係る ITC                               | 変更なし          | 第 10 節      |

## 主要な日程

| 日付              | 事項                                                                  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 2026 年 10 月 8 日 | 評議会の勧告の公表                                                           |
| 2026 年 11 月 1 日 | 同日以降に計上した仕入役務に係る ITC を逆転税率構造における還付の対象とする（第 54 条(3)及び規則 89(5)の改正が前提） |
| 3 か月以内          | 善意の受領者の保護に関する行政官委員会の報告、次回評議会会合の議題                                   |
| 2027 年 4 月 1 日  | 同日以降に計上した設備・機械に係る ITC を毎月 60 分の 1 ずつ還付の対象とする。手続改革も同日から施行される旨報道されている |
| 次回評議会会合         | 年次申告制度の枠組み、善意の受領者に関する提案、税率に関する年次会合                                  |

本サマリーは別紙 A のメモランダムの内容を限定するものではない。別紙 A は全体を通読されたい。

以下余白

別紙 A

# 第 57 回 GST 評議会 会合の決定事項

還付、仕入税額控除、執行及び手続改革 — 還付に関する設例及びフローチャート付き

会合日

2026 年 10 月 8 日、ニューデリー

状況

評議会の勧告 — 法改正及び告示待ち

対象

Jitendra Kumar & Associates クライアント各位

作成: パートナー CA ニシャント・シンガル

Jitendra Kumar & Associates 勅許会計士事務所 ・ ニューデリー ・ 2026 年 10 月 8 日

本書は英文メモランダムの日語訳であり、英文と相違がある場合は英文が優先する。

## 目次

- 1 背景及び範囲
- 2 決定事項の位置付け及び施行までの流れ
- 3 決定事項の概要
- 4 還付 — 手続の変更及び設例
- 5 仕入税額控除
- 6 登録、申告及び登録取消
- 7 執行、刑事訴追及び争訟
- 8 物品の移動
- 9 役務の輸出及び電子商取引
- 10 継続審議事項
- 11 クライアントにおける対応事項
- 12 範囲、前提及び限界

## フローチャート

- |   |                        |       |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 評議会の勧告が施行されるまでの流れ      | 第 2 節 |
| 2 | 分野別の勧告の概要              | 第 3 節 |
| 3 | 還付手続 — 現行及び改正案         | 4.1 項 |
| 4 | 逆転税率構造における累積 ITC の還付   | 4.4 項 |
| 5 | 執行の枠組み（改正案）            | 第 7 節 |
| 6 | 輸送中の物品の停止・検査 — 現行及び改正案 | 第 8 節 |

## 設例

- |   |                                  |       |
|---|----------------------------------|-------|
| 1 | 物品輸出者 — 還付の時系列                   | 4.2 項 |
| 2 | 電子現金台帳の超過残高                      | 4.3 項 |
| 3 | 逆転税率構造 — 仕入役務及び設備・機械             | 4.5 項 |
| 4 | 国外支店を通じて供給される役務                  | 4.6 項 |
| 5 | 外国顧客の物品に対する試験役務                  | 4.6 項 |
| 6 | 実在しない供給者の請求書に基づく 3,000 万ルピーの ITC | 7.2 項 |

## 1 背景及び範囲

- 1.1 第 57 回 GST 評議会は、連邦財務大臣を議長として、2026 年 10 月 8 日にニューデリーにおいて開催された。同会合は当初 2026 年 10 月 7 日に予定されていたが、10 月 8 日に変更された。各州・連邦直轄領の首相（Chief Minister）、副首相及び財務大臣、並びに財務省及び中央間接税・関税委員会（CBIC）の幹部職員が出席した。
- 1.2 本メモランダムは、勧告の内容を要約し、改正が見込まれる 2017 年中央物品・サービス税法（CGST 法）、2017 年統合物品・サービス税法（IGST 法）又は 2017 年 CGST 規則の規定を特定するとともに、還付に関する変更を設例により説明し、推奨される対応を示すものである。
- 1.3 **情報源。**本メモランダムは、公開されている 2026 年 10 月 8 日付の第 57 回 GST 評議会会合の成果に関するノート（以下「ノート」）、及び同日の財務大臣の記者会見に関する報道に基づいている。ノートについては、報道情報局（PIB）又は GST 評議会事務局の公表資料との照合を行っていない。会合の議事録、改正法令及び告示は、まだ発出されていない。

## 2 決定事項の位置付け及び施行までの流れ

- 2.1 憲法第 279A 条に基づき、GST 評議会は勧告を行う機関である。勧告は、連邦議会及び州議会が CGST 法、IGST 法及び各州の SGST 法を改正し、又は中央政府及び州政府が規則を改正して告示を発出することにより、初めて法的効力を有する。逮捕、刑事訴追、過料、控除制限、役務の輸出の定義及び逆転税率構造における還付の範囲に関する変更には法律の改正が必要であり、2027 年財政法案により行われる見込みである。還付の様式及び期限の変更は主に規則の範囲内であるが、システムによる承認及びみなし受理については第 54 条の改正も必要となる可能性がある。

### フローチャート 1 評議会の勧告が施行されるまでの流れ



- 2.2 ノートは二つの日付を示している。すなわち、2026 年 11 月 1 日以降に計上した仕入役務に係る ITC、及び 2027 年 4 月 1 日以降に計上した設備・機械に係る ITC が還付の対象となる。記者会見に関する報道によれば、手続改革は 2027 年 4 月 1 日から施行される。各措置の施行日は、告示により確認する必要がある。
- 2.3 **2026 年 11 月 1 日からの仕入役務に係る ITC の還付。**「仕入物品 (inputs)」への限定は、第 54 条(3)第一但書(ii)そのものに規定されている。最高裁判所は *Union of India v. VKC Footsteps India Pvt Ltd* (2021 年) において、規則 89(5)のみならず法律自体が還付を物品に限定していると判示した。2026 年 11 月 1 日は、財政法が成立し得る最も早い時期よりも前であるため、本勧告は法律の遡及改正又は暫定的な措置を前提としていることになる。納税者は、同日以降、当該 ITC を区分して記録すべきであるが、法律が改正されるまで仕入役務に係る還付請求を行うべきではない。

**推奨事項。**提案されている還付の適格性は ITC の計上日によって決まるため、改正の告示前であっても、2026 年 11 月 1 日以降の ITC を種類別及び計上月別に区分して記録すべきである。

## 3 決定事項の概要

- 3.1 評議会は、昨年導入された税率構造は確定したものであり、税率に関する事項は今後、そのために設けられる年 1 回の会合において取り上げる旨を表明した。本会合の勧告は、次の 6 分野に関するものである。

### フローチャート 2 分野別の勧告の概要

| 第57回GST評議会・2026年10月8日<br>税率の変更なし・6分野における手続改革                                              |                                                                             |                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>登録</b><br>定型的な変更の自動承認<br>申請書式の簡素化<br>登録取消の自動化                                          | <b>申告</b><br>過去期間の訂正を容認<br>IMSによるITCの確定<br>年次申告の選択制<br>(B2Cのみ・5,000万ルピー以下)  | <b>還付</b><br>10日以内の受理<br>受理後3営業日以内に<br>システムが90%を承認<br>仕入役務及び設備・機械に係るITCの還付                |
| <b>仕入税額控除 (ITC)</b><br>従業員向け団体医療・生命保険<br>通信塔、工場外パイプライン<br>無償サンプル、期限切れ廃棄品<br>善意の受領者保護：検討継続 | <b>執行</b><br>逮捕権限の削除<br>刑事訴追は5,000万ルピー超の事案のみ<br>一般過料 1万ルピー<br>1万ルピー未満は通知書なし | <b>役務の輸出・電子商取引</b><br>自社国外支店経由の供給を輸出として扱う<br>外国顧客の物品に対する役務を輸出として扱う<br>小規模供給者：ECO倉庫による州間供給 |

- 3.2 下表は、各勧告について改正が見込まれる規定を示したものである。規定の参照は当事務所の理解によるものであり、実際に告示される改正とは異なる可能性がある。

| 勧告                                      | 改正が見込まれる規定                            | 現行の取扱い                                                                        |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 10 日以内の還付受理（期限内未発行の場合はみなし受理）            | CGST 規則 90(2)及び 90(3)                 | 受理又は不備通知書は 15 日以内、みなし受理の規定なし                                                  |
| システムによる 3 営業日以内の 90% の承認                | 第 54 条(6)及び規則 91(2)                   | 受理後 7 日以内に担当官が仮還付、2025 年 10 月からリスク評価に基づく                                      |
| 逆転税率構造における還付への仕入役務に係る ITC の追加           | 第 54 条(3)第一但書(ii)、規則 89(5)（「Net ITC」） | 仕入物品に係る ITC のみが対象                                                             |
| 設備・機械に係る ITC の還付                        | 規則 89(4)及び 89(5)                      | 資本財は還付の対象外                                                                    |
| 自社国外支店を通じて供給される役務の輸出としての取扱い             | IGST 法第 2 条(6)(v)及び第 8 条説明 1          | 供給者と受領者が別個の者の事業所にすぎない場合は輸出に該当しない                                              |
| 外国顧客の物品に対する役務の輸出としての取扱い                 | IGST 法第 13 条(3)(a)                    | 供給地はインド、GST が課される                                                             |
| 従業員保険、通信塔、パイプライン、無償サンプル及び期限切れ廃棄品に係る ITC | 第 17 条(5)(b)、(c)、(d)、(h)及び第 17 条の説明   | 控除不可                                                                          |
| 逮捕権限の削除                                 | CGST 法第 69 条                          | 特定の犯罪について逮捕が可能                                                                |
| 刑事訴追基準 5,000 万ルピー、最低刑の廃止                | CGST 法第 132 条(1)及び第 132 条(3)          | 2,000 万ルピー（第(b)号の供給を伴わない請求書の発行は 1,000 万ルピー）、第 132 条(3)により最低 6 か月の禁錮、禁錮及び罰金の併科 |
| 一般過料 1 万ルピー                             | CGST 法第 125 条                         | 2 万 5,000 ルピー以下                                                               |
| 1 万ルピー未満は通知書の発行なし                       | CGST 法第 74A 条(1)但書                    | 1,000 ルピー未満は通知書の発行なし（2024-25 年度以降）                                            |
| 輸送中の物品の停止・検査                            | 第 68 条及び第 129 条、規則 138B               | いずれの州でも停止・検査が可能                                                               |
| 登録取消の自動化、登録取消申請への最終申告の組み込み              | 第 29 条及び第 45 条                        | 最終申告（GSTR-10）は別途提出                                                            |

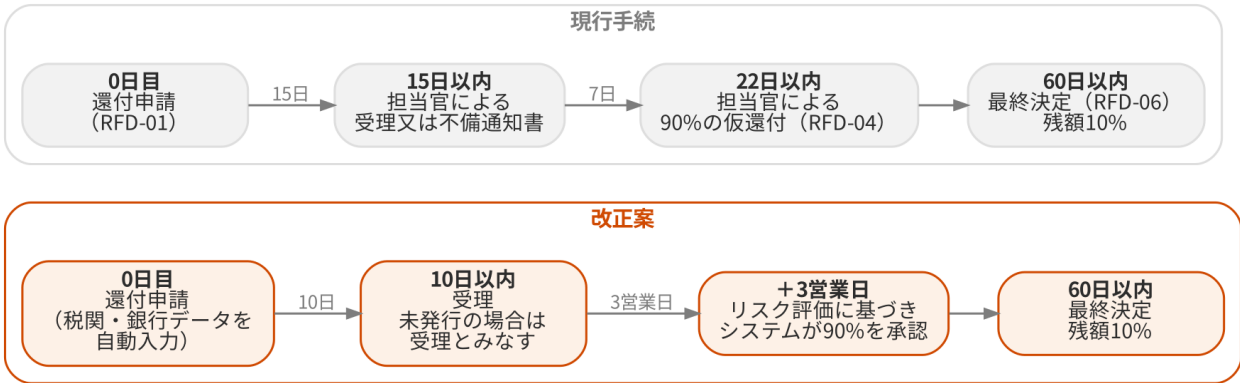
## 4 還付 ― 手続の変更及び設例

### 4.1 還付請求の受理及び承認

- 4.1.1 現行では、担当官は規則 90(2)及び 90(3)に基づき 15 日以内に受理又は不備通知書を発行し、さらに規則 91(2)に基づき 7 日以内に 90% の仮還付を行う。2025 年 10 月 3 日付 CBIC 指示第 06/2025-GST 号に基づき、2025 年 10 月以降、ゼロ税率供給及び逆転税率構造に係る請求については、仮還付はシステムによるリスク評価に基づいて承認されているが、決定は引き続き担当官が発行している。

4.1.2 受理期限を 10 日に短縮することが提案されている。10 日以内に受理又は不備通知書のいずれも発行されない場合、請求は受理されたものとみなされる。その後、請求額の 90%は担当官ではなくシステムによりリスク評価に基づいて承認され、受理後 3 営業日以内に決定が発行される。船積情報は税関システムから、支払情報は銀行システムから取得され、申請書に自動入力される。

フローチャート 3 還付手続 ― 現行及び改正案



4.1.3 ノートによれば、還付請求の 65%は輸出又は逆転税率構造に係るものであり、そのうち 55%は既に低リスクと評価されている。さらに 19%は電子現金台帳の残高に係るものである。したがって、システムによる手続は請求の大半に適用される見込みである。高リスクと判定された請求は、引き続き担当官が審査する。

4.2 設例 ― 物品輸出者

設例 1 LUT に基づく物品輸出者 ― 未使用 ITC の還付

製造業者が、誓約書（LUT）に基づき IGST を納付せずに物品を輸出している。2027 年 4 月 5 日（月）に、2027 年 3 月分の未使用 ITC 500 万ルピーの還付請求を行う。当該請求は低リスクと評価される。休日は考慮せず、担当官は認められた期間を全て使用するものと仮定する。

| 手順                      | 現行手続             | 提案手続                   |
|-------------------------|------------------|------------------------|
| 還付申請                    | 2027 年 4 月 5 日   | 2027 年 4 月 5 日         |
| 受理（最終期限）                | 2027 年 4 月 20 日  | 2027 年 4 月 15 日（みなし受理） |
| 90%の還付承認（最終期限）          | 2027 年 4 月 27 日  | 2027 年 4 月 20 日        |
| この段階での還付額               | 450 万ルピー         | 450 万ルピー               |
| 最終決定時の残額 10%            | 50 万ルピー          | 50 万ルピー                |
| 最終決定 ― 第 54 条(7)、60 日以内 | 2027 年 6 月 4 日まで | 2027 年 6 月 4 日まで       |
| 90%受領までの日数              | 22 日             | 15 日                   |

**所見。** 450 万ルピーの仮還付を 7 日早く受領できる。より重要な点は、10 日経過時に受理がみなされ、承認が担当官に依存しないことから、期限が確実にすることである。毎月還付請求を行う輸出者にとっては、この効果が毎月生じる。残額 10%は、引き続き最終決定に基づき支払われる。

4.3 電子現金台帳の超過残高

4.3.1 第 49 条(6)に基づく電子現金台帳の超過残高の還付は、担当官の関与なく完全に自動化される。現行では、当該金額は既に政府が保有しているにもかかわらず、様式 GST RFD-01 による申請及び担当官による処理が必要である。

設例 2 電子現金台帳の超過残高

ある販売業者が、2027 年 2 月に様式 GST PMT-06 により 35 万ルピーを誤って二重に納付した。納税義務の履行後、電子現金台帳に 35 万ルピーの超過残高が残っている。

| 手順  | 現行手続                   | 提案手続               |
|-----|------------------------|--------------------|
| 申請  | RFD-01 (「現金台帳の超過残高」区分) | ポータル上の請求 (様式は今後告示) |
| 審査  | 担当官による受理、審査及び決定        | なし ― システムにより処理     |
| 還付額 | 35 万ルピー                | 35 万ルピー            |
| 期間  | 最長 60 日                | 自動                 |

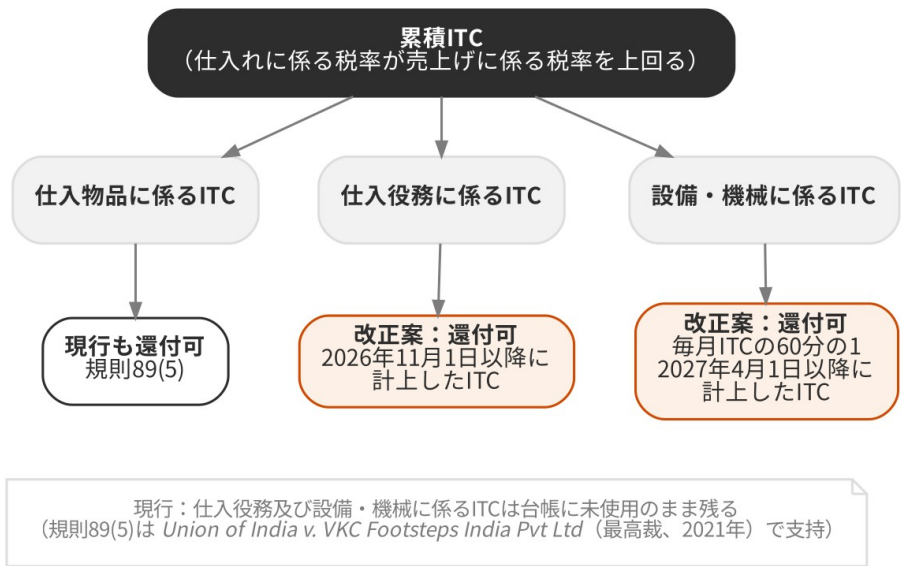
**所見。** 事前納付又は誤納付による超過残高は、還付手続を経ることなく還付される。当該機能が稼働するまでは、電子現金台帳に余剰残高を保持しないことが望ましい。

4.4 逆転税率構造 ― 仕入役務及び設備・機械

4.4.1 **現行の取扱い。** 第 54 条(3)第一但書(ii)は、仕入物品の税率が売上げに係る税率を上回ることにより累積した ITC の還付を認めているが、還付対象外として告示された物品 (例: Notification No. 5/2017-Central Tax (Rate)) は除かれる。規則 89(5)は「Net ITC」を仕入物品に係る ITC に限定しており、仕入役務及び資本財は含まれない。最高裁判所は *Union of India v. VKC Footsteps India Pvt Ltd* (2021 年) においてこの制限を支持し、制限は法律自体に由来すると判示した。規則 89(4)も同様に、ゼロ税率供給に係る還付から資本財を除外している。その結果、逆転税率構造にある納税者の電子クレジット台帳には、仕入役務及び資本財に係る ITC が未使用のまま残る。

4.4.2 **勧告。** 2026 年 11 月 1 日以降に計上した仕入役務に係る ITC を、逆転税率構造における還付の対象に含める。設備・機械に係る ITC の除外は、ゼロ税率供給及び逆転税率構造の双方について撤廃する。2027 年 4 月 1 日以降に計上した設備・機械に係る ITC の還付額は、耐用年数 5 年に対応して、毎月 ITC の 60 分の 1 として計算する。

フローチャート 4 逆転税率構造における累積 ITC の還付



4.5 設例 ― 逆転税率構造

設例 3 売上げ 5%・仕入れ 18%の製造業者

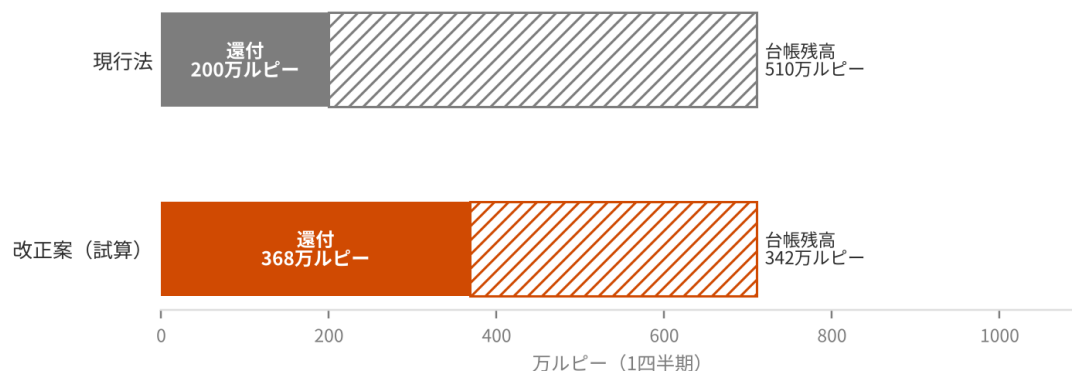
ある製造業者は 5%課税の物品を供給しており、主要な仕入物品は 18%課税である。全ての供給は国内の逆転税率供給であり、その販売物品は還付対象外として告示された物品ではない。数値は 2027 年 4 月～6 月の四半期のものである。2027 年 4 月に 2,000 万ルピーの新生産ラインを設置し、360 万ルピーの ITC を計上している。

改正後の規則 89(5)の算式は告示されていない。本設例では、仕入役務に係る ITC 及び設備・機械に係る ITC の月次 60 分の 1 相当額が、現行算式の「Net ITC」に加算されるものと仮定した。最大還付額＝（逆転税率供給の売上高×Net ITC÷調整後総売上高）－（逆転税率供給に係る納付税額×Net ITC÷対象 ITC）

| 項目（単位：万ルピー）                                   | 現行法         | 改正案         |
|-----------------------------------------------|-------------|-------------|
| 逆転税率供給の売上高＝調整後総売上高                            | 10,000.0    | 10,000.0    |
| 売上税額（5%）                                      | 500.0       | 500.0       |
| 仕入物品に係る ITC（18%）                              | 700.0       | 700.0       |
| 仕入役務に係る ITC                                   | 150.0（対象外）  | 150.0       |
| 設備・機械に係る ITC（360.0÷60×3 か月）                   | 18.0（対象外）   | 18.0        |
| 算式上の Net ITC                                  | 700.0       | 868.0       |
| (10,000×Net ITC÷10,000)－(500×Net ITC÷Net ITC) | 700.0－500.0 | 868.0－500.0 |
| 当四半期の還付可能額                                    | 200.0       | 368.0       |
| 四半期末の電子クレジット台帳残高                              | 510.0       | 342.0       |

**所見。** 当四半期の還付額は 200 万ルピーから 368 万ルピーに増加する。仕入役務に係る ITC 150 万ルピーは同四半期に還付の対象となる。逆転税率構造では通常未使用のまま残る生産ラインに係る ITC 360 万ルピーは、60 か月にわたり毎月 6 万ルピーずつ還付の対象となる。いずれの場合も累積 ITC は 710 万ルピー

(ITC 総額 1,210 万ルピーから売上税額 500 万ルピーを控除) であり、相違は還付の対象となる部分のみである。



設例 3: 当四半期の還付可能額及び台帳残高 (万ルピー)

4.5.1 以下の点に留意する必要がある。第一に、2026 年 11 月 1 日より前に計上した仕入役務に係る ITC は対象とならないため、ITC の計上月が重要となる。第二に、60 か月の配分は、資本財に係る共通 ITC について規則 43 で既に用いられている 5 年の耐用年数と一致している。当該期間内に設備・機械を売却した場合には、現行でも第 18 条(6)及び規則 44(6)に基づく納付が求められており、規則において、当該設備・機械について既に受領した還付の回収が定められる可能性もある。

#### 4.6 役務の輸出 ― 国外支店を通じた供給及び外国顧客の物品に対する役務

4.6.1 **国外支店を通じた供給。** インド国内の供給者が自社の国外支店を通じて外国顧客に役務を提供する場合、IGST 法第 8 条説明 1 により、インド国内の事業所と国外支店は別個の者の事業所とされるため、同法第 2 条(6)の要件(v)を満たさない。当該供給は第 7 条(5)(a)に基づく州間供給となり、対価を外貨で受領していても IGST が課される。評議会は、このような場合について当該要件を緩和するよう勧告した。

**子会社の取扱い。** インドで設立された会社と国外で設立された法人は別個の者であるため、インド子会社が国外の親会社又はグループ会社に提供する役務は、既に役務の輸出として扱われている (2021 年 9 月 20 日付 Circular No. 161/17/2021-GST)。今回の改正案は、自社の国外支店を通じて事業を行うインド国内の事業体のみ関係する。

4.6.2 **外国顧客の物品に対する役務。** IGST 法第 13 条(3)(a)に基づき、受領者が物理的に提供する物品に関する役務の供給地は、当該役務が実際に提供される場所である。したがって、外国顧客の物品についてインド国内で行われる試験、修理、認証、研究又は加工は輸出に該当しない。同条(3)(a)の但書は、修理その他の処理又は加工のために一時的に輸入され、インド国内でそれ以外の用途に供されことなく再輸出される物品のみを除外している。物品が輸出されるか否かにかかわらず、このような役務を役務の輸出として扱うことが提案されている。

**設例 4 米国支店を通じて供給されるエンジニアリング設計役務**

グルگرامの会社が米国の顧客にエンジニアリング設計役務を提供している。契約の締結及び請求書の発行は、同社の米国支店が行っている。インド本社は、四半期ごとに 2,000 万ルピーを米国支店に請求している。四半期の仕入役務に係る ITC は 80 万ルピーであり、売上高は全てこの種類のものである。

| 項目（単位：万ルピー）                                                        | 現行法        | 改正案         |
|--------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| インド本社から米国支店への役務の価額                                                 | 2,000.0    | 2,000.0     |
| 供給の性質                                                              | 州間供給（課税）   | 輸出（ゼロ税率）    |
| IGST（18%）                                                          | 360.0      | LUT により納付なし |
| 仕入役務に係る ITC                                                        | 80.0       | 80.0        |
| 現金による IGST 納付額（360.0－80.0）                                         | 280.0      | なし          |
| <b>ITC の還付 ― 規則 89(4)： <math>2,000 \times 80 \div 2,000</math></b> | <b>対象外</b> | <b>80.0</b> |

**所見。** 四半期ごとの 280 万ルピーの現金による IGST 納付が不要となり、80 万ルピーの ITC が還付の対象となる。過去の期間においてこのような供給を輸出として取り扱ってきた納税者は、改正で別段の定めがない限り改正は将来に向かってのみ適用され、過去の期間は引き続き課税処分の対象となり得る点に留意する必要がある。

**設例 5 日本の顧客の試作品に対する試験役務**

ブネーの試験機関が日本企業から試作品を受け入れ、インド国内で試験及び認証を行い、その結果を日本に送付する。試作品は破壊試験で消費され再輸出されないため、第 13 条(3)(a)の但書は適用されない。役務の対価は 400 万ルピー、使用した消耗品及び役務に係る ITC は 30 万ルピーである。

| 項目（単位：万ルピー）              | 現行法           | 改正案          |
|--------------------------|---------------|--------------|
| 供給地 ― IGST 法第 13 条(3)(a) | インド           | 輸出として扱う      |
| CGST 9%＋SGST 9%（外国顧客の負担） | 72.0          | LUT により課税なし  |
| 試験機関の ITC                | 30.0（売上税額に充当） | 30.0（還付対象）   |
| <b>顧客の支払額（税込）</b>        | <b>472.0</b>  | <b>400.0</b> |

**所見。** 外国顧客にとっての 18%の税負担が解消され、インドから提供されるこのような役務は、他の国・地域から提供される役務と同等の条件となる。これは、試験及び加工のためにインドの子会社又は外部業者を利用する日系企業を含む外国企業グループにとって重要である。

4.6.3 評議会はまた、輸出代金の受領時期をインド準備銀行の指示に合わせ、外国為替管理法（FEMA）と GST で同一の基準を適用するよう勧告した。

## 5 仕入税額控除

### 5.1 特定の事業支出に係る ITC

5.1.1 現在第 17 条(5)により控除が制限されている次の項目について、控除を認めることが勧告された。改正は将来に向かって適用される見込みであり、告示されるまで ITC を計上すべきではない。個人向け生命保険及び医療保険は 2025 年 9 月 22 日から非課税とされているため、保険に関する措置は、引き続き 18%で課税される雇用主加入の団体保険に主に関係する。

| 項目                       | 現行の制限                         | 影響を受ける業種      |
|--------------------------|-------------------------------|---------------|
| 従業員向け団体医療保険・生命保険         | 第 17 条(5)(b)（法令上義務付けられる場合を除く） | 全ての雇用主        |
| 通信塔                      | 「設備・機械」から除外、第 17 条(5)(c)/(d)  | 通信・通信塔事業者     |
| 工場外に敷設されたパイプライン          | 「設備・機械」から除外、第 17 条(5)(c)/(d)  | 石油・ガス、水道、化学   |
| 無償サンプル                   | 第 17 条(5)(h)                  | 医薬品、日用消費財、消費財 |
| 法令により期限切れで廃棄が求められる在庫の評価減 | 第 17 条(5)(h)                  | 医薬品、食品、日用消費財  |

第 17 条(5)(d)は、最高裁判所の Chief Commissioner of CGST v. Safari Retreats Pvt Ltd（2024 年）判決を受け、2025 年財政法により 2017 年 7 月 1 日に遡って「plant and machinery」と改正された。通信塔及びパイプラインは、今回提案された改正が行われるまでは引き続き「設備・機械」に含まれない。

### 5.2 特定役務に係る二重課税の解消

5.2.1 1泊 7,500 ルピー以下のホテル宿泊、飲食・ケータリング役務及び一部の旅客輸送役務は、ITC なしの 5%で課税されている。これらの役務を調達し、同一の事業分野において再供給する納税者は、支払った税額の ITC を受けることができず、結果として同一の役務に二重に課税される。このような場合に ITC を認め、課税を一度に限ることが勧告された。

### 5.3 善意の受領者の保護

5.3.1 有効な税額請求書を保有し、物品を受領し、供給者に全額を支払った受領者を、供給者が税額を納付していない場合（第 16 条(2)(c)）に保護する提案は、承認されなかった。行政官委員会（Committee of Officers）が 3 か月以内に検討し、次回評議会会合に議題として提出する。報道によれば、本件は閣僚グループ（GoM）に付託される可能性がある。決定がなされるまでは現行の取扱いが継続するため、受領者は引き続き供給者のコンプライアンスを確認すべきである。

## 6 登録、申告及び登録取消

- 登録。現在、登録の 61%はシステムにより 3 営業日以内に付与されている。申請書には申請者に該当する項目のみが表示されるようになる。商号、取締役又はパートナー、追加の事業所の所在地の変更といった定型的な変更は、自動的に承認される。このような変更は、2025 年 11 月から 2026 年 9 月までの変更申請 167.3 万件の 65%を占めた。
- 申告。既に報告した価額を減額する供給者は、売上明細においてこれを行い、対応する変更が受領者の記録に反映される。受領者の GSTIN の誤りを含め、過去の期間の訂正が認められる。ITC は請求書管理システム

(IMS) を通じて確定され、受領者が承認した請求書のみがその申告に反映される。ノートによれば、申告間の差異に関する通知書は年間約 95,000 件発行されているが、回収額は対象金額の約 0.08%にとどまる。

- **小規模 B2C 納税者の年次申告。** 売上高 5,000 万ルピー以下で消費者にのみ供給する納税者を対象に、年 1 回の申告と四半期ごとの納税を認める選択制の制度が原則承認された。制度の枠組み及び必要な改正は次回会合に提出される。
- **登録取消。** 登録取消は、小規模納税者から段階的に自動化される。最終申告は登録取消申請の一部となる。申告の未提出又は銀行口座情報の不備によりシステムが停止又は取り消した登録は、当該不備が是正された時点で回復される。

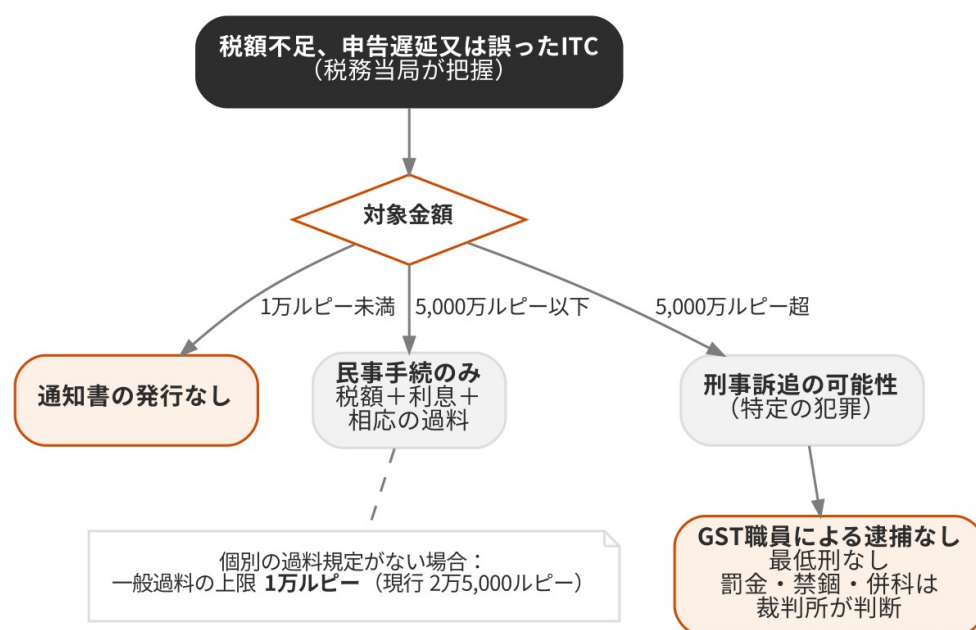
## 7 執行、刑事訴追及び争訟

### 7.1 勧告内容

- **逮捕。** CGST 法第 69 条に基づく逮捕権限を削除することが提案されている。
- **刑事訴追。** 第 132 条(1)に基づく刑事訴追の金額基準を 5,000 万ルピーに引き上げる。現行の基準は、大部分の犯罪について 2,000 万ルピー、第(b)号に基づく供給を伴わない請求書の発行については 1,000 万ルピーである（第 48 回評議会の勧告に基づく 2023 年財政法による）。ノートは 1,000 万ルピーに言及しているため、改正後の基準が供給を伴わない請求書の発行にも適用されるか否かは、改正法令により確認する必要がある。第 132 条(3)に基づく 6 か月の最低刑は廃止され、罰金、禁錮又はその併科の判断は裁判所に委ねられる。
- **一般過料。** 個別の過料規定がない場合に適用される第 125 条の過料は、2 万 5,000 ルピーから 1 万ルピーに引き下げられる。
- **通知書。** 金額が 1 万ルピー未満の場合には通知書を発行しない（現行は第 74A 条(1)但書により 1,000 ルピー）。通知書の発行及び送達、事前通知、不正を主張し得る場合、聴聞並びに決定書の作成については、統一的な基準が適用される。

ノートによれば、申告の遅延、誤り及び納付の遅延については、税額の回収、利息及び相応の過料のみが課される。

#### フローチャート 5 執行の枠組み（改正案）



7.2 設例 ― 実在しない供給者の請求書に基づく ITC

設例 6 実在しない供給者の請求書に基づく 3,000 万ルピーの ITC

調査の過程で、税務当局は、ある会社が後に実在しないことが判明した供給者の請求書に基づき 3,000 万ルピーの ITC を計上していたことを把握した。

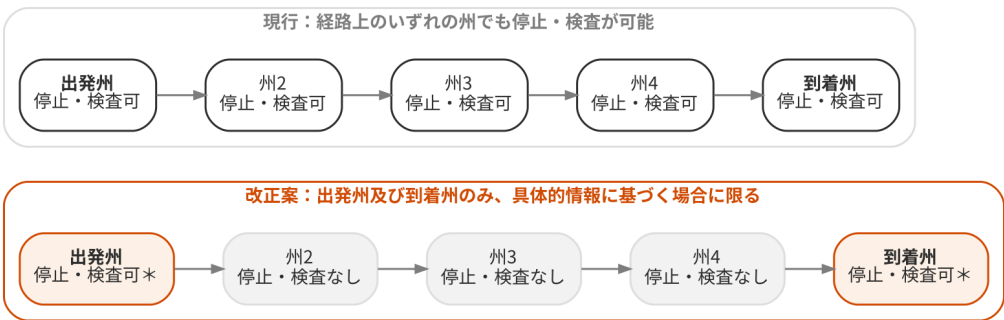
| 帰結                                                        | 現行法             | 改正案              |
|-----------------------------------------------------------|-----------------|------------------|
| 税額及び利息の回収                                                 | あり              | あり               |
| 第 74 条／第 74A 条（2024-25 年度以降）に基づく過料                        | あり              | あり               |
| GST 職員による逮捕 ― 第 69 条（第 132 条(4)により非認知犯罪（令状なしの逮捕不可）かつ保釈可能） | 可能              | 不可               |
| 第 132 条(1)(c)に基づく刑事訴追                                     | 可能（2,000 万ルピー超） | 不可（5,000 万ルピー以下） |
| 手続の性質                                                     | 民事及び刑事          | 民事のみ             |

**所見。** 税額、利息及び過料は引き続き回収される。変更点は、金額が 5,000 万ルピー以下の場合の刑事責任の除外に限られる。金額が 5,000 万ルピーを超える場合には刑事訴追が行われ得るが、GST 職員による逮捕及び最低刑はない。係属中の手続の取扱いは、経過規定による。

8 物品の移動

8.1 輸送手段の停止は、具体的な情報がある場合に限り認められ、その決定にはジョイント・コミッショナー以上の職位の担当官による事前の承認が必要となる。輸送手段内の物品を検査できるのは出発州及び到着州のみであり、物品が通過する州は輸送手段を停止させることができなくなる。電子運送状（e-way bill）は引き続き必要であり、システムによる照合も継続される。適法に検査が行われた場合には、第 129 条に基づく留置及び過料が引き続き適用される。

フローチャート 6 輸送中の物品の停止・検査 ― 現行及び改正案



\* 具体的な情報がある場合に限り、ジョイント・コミッショナー以上の職位の担当官の事前承認を要する。

9 役務の輸出及び電子商取引

9.1 役務の輸出に関する変更は、4.6 項で設例とともに説明している。主に、分析・設計役務の提供者、エンジニアリング・コンサルタント、多国籍企業グループのキャプティブ・センター、並びに受託製造者及び加工業者に関係する。

- 9.2 **電子商取引プラットフォーム上の小規模供給者。**小規模供給者は、電子商取引事業者（ECO）の同意を得て、他州にある当該事業者の倉庫を当該州における主たる事業所として申告できるようになる。同意はシステムを通じて自動的に付与される。供給者は少なくとも一つの州（本拠州）に物理的拠点を有する必要がある。登録は州ごとに1つのPANにつき1件とし、プラットフォームを通じた供給に限られる。受領者に移転するITCが月25万ルピーを超える供給者は、通常の登録を取得する必要がある。
- 9.3 **プラットフォーム間の統一的な取扱い。**事業モデルの異なる電子商取引事業者が、同一の規定を異なって解釈してきた。予約に係る税額は実際に供給される役務により決定し、予約が行われるプラットフォームにかかわらず、同一の供給には同一の税額が課されるようにすることが提案されている。

## 10 継続審議事項

| 事項                       | 状況                                         |
|--------------------------|--------------------------------------------|
| 善意の受領者の保護 ― 第 16 条(2)(c) | 承認されず。行政官委員会が3か月以内に報告。閣僚グループに付託されると報道されている |
| 自動車に係る ITC ― 第 17 条(5)   | 継続審議とされた旨報道されている                           |
| 小規模 B2C 納税者の年次申告制度       | 原則承認。枠組み及び改正は次回会合で審議                       |
| GST 税率                   | 変更なし。年1回の専用会合で検討                           |
| 施行日                      | 今後告示。還付の変更については2026年11月1日及び2027年4月1日と明示    |

## 11 クライアントにおける対応事項

| 対象者                            | 対応事項                                                                                | 時期                |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 逆転税率構造にある納税者                   | 仕入役務に係る ITC を帳簿及び GSTR-3B の作業資料において計上月別に区分して記録する。第 54 条(3)が改正されるまで、仕入役務に係る還付請求は行わない | 2026 年 11 月 1 日から |
| 輸出者及び逆転税率構造にある納税者              | 設備・機械の各項目について、ITC 及び計上月を示す資本財台帳を整備する                                                | 2027 年 4 月 1 日から  |
| 物品輸出者                          | 請求がシステムにより自動入力されリスク評価されるため、船積書類、輸出請求書及び外貨回収データを照合する                                 | 直ちに               |
| 国外支店を通じて、又は外国顧客の物品について役務を輸出する者 | 契約及び請求の体制、LUT 並びに価格設定を見直し、過去の期間のリスクを検討する                                            | 改正前               |
| 全ての雇用主                         | 改正が告示されるまで、従業員保険に係る ITC を計上しない                                                      | 改正の告示後            |
| 全ての納税者                         | IMS において毎月請求書を承認又は拒否し、電子現金台帳に余剰残高を保持しない                                             | 継続的に              |
| 執行手続が係属中の納税者                   | 経過規定が明らかになり次第、係属中の調査、理由開示通知書及び刑事訴追手続を新たな基準に照らして見直す                                  | 改正の告示後            |
| 受領者                            | 供給者のコンプライアンスの確認を継続する。第 16 条(2)(c)は変更されていない                                          | 継続的に              |

## 12 範囲、前提及び限界

---

- 12.1 本メモランダムは、当事務所のクライアント向けに作成した一般的な情報提供資料である。特定の事業の事実関係に関する意見ではなく、個別の助言を得ることなく本メモランダムに基づいて行動すべきではない。
- 12.2 本メモランダムは、公開されている 2026 年 10 月 8 日付の第 57 回 GST 評議会会合の成果に関するノート、及び 2026 年 10 月 8 日時点で入手可能な財務大臣の記者会見に関する報道に基づいている。同日時点で、議事録、改正法令、規則及び告示は発出されていなかった。報道に依拠している箇所は、その旨を記載している。
- 12.3 3.2 項における規定の参照及び設例 3 で用いた算式は、勧告の実施方法に関する当事務所の理解に基づくものである。最終的な改正は、文言、範囲、施行日及び経過規定において異なる可能性がある。
- 12.4 設例は、勧告内容を説明するための仮定の数値を用いている。休日、第 56 条に基づく利息及び最終的な規則における制限の影響は考慮していない。
- 12.5 金額は、インドの単位（1 ラク=10 万ルピー、1 クロール=1,000 万ルピー）を万ルピーに換算して表示している。
- 12.6 本書は英文メモランダムの日本語訳である。英文と日本語訳の間に相違がある場合には、英文が優先する。
- 12.7 当事務所は本メモランダムを更新する義務を負わないが、告示が発出された時点で改訂版を発行する予定である。

― 別紙 A 終わり ―

以下余白